ASBJ

第 531 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(1)-3

日付　2024 年 8 月 20 日

プロジェクト　**金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目　**第 529 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）における、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者への意見聴取結果に関する質疑応答及び聞かれた意見をまとめたものである。

質疑応答

2. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者への意見聴取結果に関する主な質疑応答の内容は次のとおり。

	質問	回答
(1)	PD や LGD の導入に至った地域金融機関について、導入の背景を教えていただきたい。また、導入した地域金融機関の間で予想信用損失モデルの導入による計算のばらつきが生じているのか教えていただきたい。	金融検査マニュアルの廃止に伴い、フォワードルッキングな引当の導入に関する検討が業界全体で進んだ際、PD 及び LGD を用いた予想損失モデル導入の検討が行われた。しかし、地域金融機関において有意性をもって貸倒損失との連動性を説明できる指標を見つけることが難しく、実際に予想損失モデルの導入に至った地域金融機関は僅かである。
(2)	合理的な将来予測モデルが構築できない場合において、少なくとも考慮されるべき引当水準を示すことを検討いただきたいとのご意見に関して、具体的にどのようなものを想定されているのか教えていただきたい。	現行の実務においても、過去の貸倒実績率の平均に必要な修正を行っており、例えば、より長期的な貸倒実績率の平均との比較を行い、過去の貸倒実績率の平均をより長期的な貸倒実績率の平均に置き換えていくという対応や、直近の倒産動向がかなり先鋭化しているような環境下においてはそのような状況を織り込むといった対応は行っていると考え

		ている。合理的な将来予測モデルが構築できない場合であっても、金融機関の健全性を維持する観点から、現行程度の引当水準が求められることを示していただきたいと考える。
(3)	正常先に区分される債務者に対する債権について、債権単位で SICR が生じていると判定されることはあり得るか教えていただきたい。また、この点を地域金融機関は懸念しているのか、または信用リスク管理が債務者単位から債権単位に変わることによるシステム変更に関するコストを懸念しているのか教えていただきたい。	現行の債務者区分での判定において、財政状態によって正常先と要注意先を行き来する債務者は相応にある。債権単位での信用リスク管理が現行実務に馴染まないことに加え、正常先と要注意先を行き来する債務者が相応にあることによる事務負荷もあると認識している。
(4)	貸倒実績率の利活用に関して、具体的にどのような形で利用することが考えられるか教えていただきたい。	現行の引当実務において、貸倒実積率しか保有していない地域金融機関が多いと認識している。SICR の判定において貸倒実績率を利用することは難しいと理解しているものの、債務者区分毎の貸倒実績率は信用力を示すものとして内部的にも作用しており、SICR の判定においても何等か活用できないかと考える。
(5)	長期平均の貸倒実績率に関して、どの程度の地域金融機関が長期平均の貸倒実績率を使用しているのか、また、どの程度の期間を実績として保有してるのか教えていただきたい。	長期平均の貸倒実績率を使用している地域金融機関は多数あると理解している。期間に関して、20 数年程度のデータの蓄積がある地域金融機関や 10 年から 12 年のデータを引当金計算に用いている地域金融機関があると理解している。
(6)	「1-3 年ルール」を適用している債権がどの程度あるか教えていただきたい。	3 年という期間は、当初破綻懸念先の滞留期間として見極めがつくまでの期間として定められたと認識している。足元ではコロナ禍の影響により滞留期間は若干伸びているものの、3 年ルールを定

		めた当時と精神的には大きく変わっていないと理解している。
(7)	分類及び測定の議論の前に満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を引当金の対象とした場合、どのような影響があると考えるか教えていただきたい。	ステップ 2/3 において審議中の論点があると理解しており、ステップ 4 における議論が手戻りとなることがないよう丁寧に議論し、順番を持って進めていく必要があると考える。

聞かれた意見

3. 地域金融機関の状況及び実務負担に対する懸念について理解を深めることができたと考える。この点を踏まえて今後の議論を進める必要があると考える。

4. ステップ 2 については国際的な比較可能性が求められることは理解できる一方、ステップ 4 に関しては投資家からも国際的な比較可能性の観点から有用性があるのか疑問に思う。また、各地域金融機関自身にとっては便益をほとんど見いだせないと考える。このため、可能な限り現行の実務を活かし、導入の負担を抑える枠組みを検討することが望ましいと考える。

5. ステップ 4 の目的である「適切な引当水準を確保」と「実務負担に配慮」のバランスを踏まえたうえで、「適切な引当水準を確保」する観点については ASBJ で整理して検討する必要があると考える。

6. 倒産法及び金融再生法との整合性に関して、会計基準は投資家に対して企業の実態を明らかにすることを目的とするものであり、各法令の目的とは異なるものであるため、法令との整合性だけでは十分な説明にはならないと考える。

7. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関して、引当金の対象とすることを一旦先送りすることによって、地域金融機関の基準導入に関する負担感を軽減することができると考える。

8. 貸倒実績率に関して、長期の貸倒実績率のデータが蓄積されている場合、景気循環を踏まえて長期の貸倒実績率に調整を加えることによって活用することが考えられる。

以　上